

監査報告

令和2年6月26日

地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院
理事長 山森積雄様

地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院

監事 伊藤雅博

監事 井上学

地方独立行政法人法第13条第4項および同法第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下、「当法人」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第10期事業年度における業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席し、理事の業務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する役員及び職員から説明を受け、業務および財産の状況を調査しました。また、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書および附属明細書）、事業報告書および決算報告書等について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員の職務の遂行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、指摘すべき重大な事実は認められません。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (6) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以上